

岩手県規則第20号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(代決)</p> <p>第8条  決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1)  [略]</p> <p>(2)  出先機関における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">機 関</th><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所及び福岡事務所</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第21条  [略]</p> <p>2～6  [略]</p> <p>7  総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>防災危機管理監専決事項</p> <p>(1)  <u>防災施策の総合的な企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2)  <u>防災思想の普及及び自主防災組織の育成に関すること。</u></p> <p>(3)  [略]</p> <p>(4)  <u>防災対策の総合調整に関すること。</u></p> <p>(5)  <u>自衛隊との災害対応に関すること。</u></p> <p>(6)  <u>市町村地域防災計画の助言等に関すること。</u></p> <p>(7)  <u>気象情報の収集及び伝達に関すること。</u></p> <p>(8)  <u>火山現象に係る災害に関する事務の総合調整に関すること。</u></p> <p>(9)  <u>防災会議、災害対策本部及び石油コンビナート等防災本部に関すること。</u></p> <p>(10) <u>危機管理の総合調整に関すること。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) <u>国民保護法に関する総合的な企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(13) <u>国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。</u></p> <p>(14) <u>国民保護協議会に関すること。</u></p> <p>防災消防課長専決事項</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>防災通信に関すること。</u></p> <p>(12) <u>工事の検査に関すること。</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>[略]</p> <p>8  [略]</p>	機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]				大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	[略]			[略]				<p>(代決)</p> <p>第8条  決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1)  [略]</p> <p>(2)  出先機関における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">機 関</th><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第21条  [略]</p> <p>2～6  [略]</p> <p>7  総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>防災危機管理監専決事項</p> <p>(1)  <u>自衛隊との災害対応に関すること。</u></p> <p>(2)  [略]</p> <p>(3)  <u>国民保護の総合調整に関すること。</u></p> <p>(4)  [略]</p> <p>防災危機管理担当課長専決事項</p> <p>(1)  <u>防災思想の普及及び自主防災組織の育成に関すること。</u></p> <p>(2)  <u>市町村地域防災計画の助言等に関すること。</u></p> <p>(3)  <u>気象情報の収集及び伝達に関すること。</u></p> <p>(4)  <u>防災通信に関すること。</u></p> <p>(5)  <u>工事の検査に関すること。</u></p> <p>防災消防課長専決事項</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>[略]</p> <p>8  [略]</p>	機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]				大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	[略]			[略]			
機 関			決裁権者	代決権者																																	
	第1順位者	第2順位者																																			
[略]																																					
大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	[略]																																				
[略]																																					
機 関	決裁権者	代決権者																																			
		第1順位者	第2順位者																																		
[略]																																					
大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	[略]																																				
[略]																																					

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調整監専決事項

(1) 地域振興推進費に関すること。

[略]

2～5 [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2～5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 食の安全及び安心の確保に係る企画に関すること。

(2)～(13) [略]

食の安全安心課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

[略]

7 [略]

(保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)～(3) [略]

新型インフルエンザ対策課長専決事項

(1) 官庁等が行う新型インフルエンザの予防措置についての協議に関すること。

(2) 新型インフルエンザの予防計画に関すること。

(3) 新型インフルエンザの感染防止に係る指示等に関すること。

2 医療推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)～(15) [略]

(16) 官庁等が行う予防措置についての協議に関すること、(保健福祉企画室の主管に属するものを除く。)。

(17) 感染症の予防計画に関すること、(保健福祉企画室の主管に属するものを除く。)。

(18) [略]

[略]

感染症担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 感染症の感染防止に係る指示等に関すること、(保健福祉企画室の主管に属するものを除く。)。

(4)・(5) [略]

3・4 [略]

5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

高齢福祉担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 認知症に関すること。

(5) [略]

(6) 緩和ケアに関すること。

介護福祉担当課長専決事項

(1) [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調整監専決事項

(1) 地域経営推進費に関すること。

[略]

2～5 [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2～5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 食の安全安心の確保及び食育の推進に係る企画に関すること。

(2)～(13) [略]

食の安全安心課長専決事項

(1) 食の安全安心の確保及び食育の推進に係る施策の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

7 [略]

(保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)～(3) [略]

2 医療推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)～(15) [略]

(16) 官庁等が行う予防措置についての協議に関すること。

(17) 感染症の予防計画に関すること。

(18) [略]

[略]

感染症担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 感染症の感染防止に係る指示等に関すること。

(4)・(5) [略]

3・4 [略]

5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

高齢福祉担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 認知症に関すること、(障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。)。

(5) [略]

(6) 緩和ケアに関すること、(医療推進課の主管に属するものを除く。)。

介護福祉担当課長専決事項

(1) [略]

<p>(2) 療養病床の再編に関すること。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>健全育成担当課長専決事項</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>少子化担当課長専決事項</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 児童手当に関すること。</u></p> <p>(商工労働観光部の室長、総括課長、課長、<u>担当課長及び特命課長</u>の専決事項)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 観光課の分掌事務について、総括課長、<u>担当課長及び特命課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>観光振興担当課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 観光の宣伝に関すること。</u></p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>特命課長 (県北沿岸・平泉) 専決事項</u></p> <p>(1) <u>県北沿岸地域の観光産業の振興に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(2) [略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>(農林水産部の室長、担当技監、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p>[略]</p> <p>8～15 [略]</p> <p>(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 建設技術振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>建設業振興担当課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 営業用資産を承継した者等の建設関連業務の委託契約に係る<u>指名競争入札参加者の資格の認定に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(2) 療養病床の再編に関すること (<u>他課等の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>健全育成担当課長専決事項</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 児童手当及び子ども手当に関すること (総務事務センターの主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>少子化担当課長専決事項</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(商工労働観光部の室長、総括課長、課長<u>及び</u>担当課長の専決事項)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 観光課の分掌事務について、総括課長<u>及び</u>担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>観光振興担当課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>宣伝誘客担当課長専決事項</u></p> <p>(1) <u>観光キャンペーンその他の観光の宣伝に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>(農林水産部の室長、担当技監、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 農地に係る海岸保全に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p>[略]</p> <p>8～15 [略]</p> <p>(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 建設技術振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>建設業振興担当課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 営業用資産を承継した者等の建設関連業務の委託契約に係る<u>競争入札参加者の資格の認定に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p>
--	--

[略]

まちづくり課長専決事項

(1) 岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）の規定による届出の受理及び指導に関すること。

(2)～(7) [略]

8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

住宅担当課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 住宅瑕疵担保責任履行に係る届出等の処理に関すること（宅建物取引業者からの届出等に限る。）。

[略]

10 [略]

11 空港課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 空港の建設、改良及び維持管理に関すること。

(2)～(4) [略]

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項（沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長にあつては、副局長の権限に係るものを除く。）を専決することができる。

(1) [略]

(2) 部長、農業改良普及室長（盛岡広域振興局農政部農業改良普及室長に限る。以下この条において同じ。）、農村整備室長（盛岡広域振興局農政部農村整備室長に限る。以下この条において同じ。）及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長及び局付の休暇その他の服務並びに部に置く室の長（沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部県税室長並びに県北広域振興局農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。）の服務に関すること。

(5)～(11) [略]

(保健福祉環境部長等専決事項)

第35条 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者		備考
	保健福祉環境部長	保健福祉環境部保健福祉環境センター所長	
[略]			
14 [略]	[略]		

2・3 [略]

(土木部長等専決事項)

第38条 広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長の専決できる事項は、次の表に掲

[略]

まちづくり課長専決事項

(1) 景観形成に係る施策の実施に関すること。

(2)～(7) [略]

8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

住宅担当課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 住宅瑕疵担保責任履行に係る届出等の処理に関すること（宅建物取引業者からの届出等に限る。）。

[略]

10 [略]

11 空港課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 空港の建設及び改良に関すること。

(2)～(4) [略]

空港担当課長専決事項

(1) 空港の維持管理に関すること。

(2) 空港の振興に係る施策の実施に関すること。

特命課長専決事項

(1) 国際線の誘致に係る施策の実施に関すること。

(2) 国際線の受入れ態勢の整備に関すること。

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項（沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長にあつては、副局長の権限に係るものを除く。）を専決することができる。

(1) [略]

(2) 部長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 部長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(4) 部長及び局付の休暇その他の服務並びに部に置く室の長（沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部県税室長並びに県北広域振興局農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。）の服務に関すること。

(5)～(11) [略]

(保健福祉環境部長等専決事項)

第35条 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者		備考
	保健福祉環境部長	保健福祉環境部保健福祉環境センター所長	
[略]			
14 [略]	[略]		
15 <u>ひとにやさしい駐車場利用証の交付に関すること。</u>	○	○	

2・3 [略]

(土木部長等専決事項)

第38条 広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長の専決できる事項は、次の表に掲

げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者		備考
	土木部長	土木部土木センター 一所长	
[略]			
25 ひとにやさしいまちづくり条例の規定による公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る適合証の交付	[略]		

2～5 [略]

（保健所長専決事項）

第45条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 病院の開設許可事項の変更の許可及び使用前の検査に関すること（病床数の増加に係るもの及び同一敷地内における全面改築に係るものを除く。）。

(2) 診療所の療養病床設置許可事項の変更許可に関すること（病床数の増加に係るものを除く。）。

(3) 病院の施設の使用の制限又は禁止及び修繕又は改築の命令に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条～第32条関係）

事務	専決権者				備考
	副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
1 防火管理者を定めること。	[略]				次に掲げる者に限る。 1・2 [略] 3 センター所長にあつては、総務センター所長並びに遠野土木センター所長、 <u>北上土木センター所長及び千厩土木センター所長</u> 4 [略]
[略]					
4 公舎への入舎を承認し、及び当該公舎に居住する期間を指定すること。	[略]				次に掲げる者に限る。 1・2 [略] 3 センター所長にあつては、総

げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者		備考
	土木部長	土木部土木センター 一所长	
[略]			
25 ひとにやさしいまちづくり条例の規定による公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る適合証の交付	[略]		<u>岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を</u> <u>除く。</u>

2～5 [略]

（保健所長専決事項）

第45条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 病院の開設許可事項の変更の許可並びに当該許可に係る使用前の検査及び許可の取消しに関すること（病床数の増加に係るもの及び同一敷地内における全面改築に係るものを除く。）。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条～第32条関係）

事務	専決権者				備考
	副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
1 防火管理者を定めること。	[略]				次に掲げる者に限る。 1・2 [略] 3 センター所長にあつては、総務センター所長並びに <u>北上土木センター所長、遠野土木センター所長、千厩土木センター所長及び岩泉土木センター所長</u> 4 [略]
[略]					
4 公舎への入舎を承認し、及び当該公舎に居住する期間を指定すること。	[略]				次に掲げる者に限る。 1・2 [略] 3 センター所長にあつては、総



				長		置	タ	
						く	一	
						室	所	
						の	長	
						長		
[略]								
2 砂利採取	[略]							
法（昭和43年法律第74号）の施行に関する事務（土木部及び土木部土木センターに係るものを除く。）	第38条第1項	聴聞の実施（ <u>広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。</u> ）	[略]					
	[略]							
[略]								
5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	第5条、第6条第1項、第7条、第10条、第11条第3項並びに第14条の2第1項及び第2項	[略]						
	[略]							
	第14条の2第3項	[略]						
	[略]							
[略]								
12 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関する事務	第4条第2項	[略]						
	第5条第1項	汚染状況の調査等の命令		○			○	
	第7条第1項	[略]						
	[略]							
[略]								
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	第9条の2第1項及び第9条の3第9項	[略]						
	第12条の3第6項	[略]						
	[略]							
	第15条の2の5第3項において準用する第9条第3項	届出の受理（ <u>県外又は盛岡市の区域内に駐機場所がある場合を除く。</u> ）	[略]					
	第15条の2の6	改善又は使用停止の命令		○			○	
	第18条第1項	[略]						
	[略]							

				長		置	タ	
						く	一	
						室	所	
						の	長	
						長		
[略]								
2 砂利採取	[略]							
法（昭和43年法律第74号）の施行に関する事務（土木部及び土木部土木センターに係るものを除く。）	第38条第1項	聴聞の実施	[略]					
	[略]							
[略]								
5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	第5条、第6条第1項、第7条、第10条、第11条第3項及び第14条の2第1項から第3項まで	[略]						
	[略]							
	第14条の2第4項	[略]						
	[略]							
[略]								
12 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関する事務	第4条第2項及び第5条第1項	[略]						
	第7条第1項	[略]						
	[略]							
[略]								
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	第9条の2第1項、第9条の3第10項及び第15条の2の7	[略]						
	第12条の3第7項	[略]						
	[略]							
	第15条の2の6第3項において準用する第9条第3項	届出の受理（ <u>県外又は盛岡市の区域内に駐機場所がある移動式施設に係るものを除く。</u> ）	[略]					
	第18条第1項	[略]						
	[略]							

[略]					
31 自然公園	[略]				
法（昭和32年法律第161号）の施行に関する事務（国立公園に係るもの及び2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。）	第68条第3項及び第4項	通知の受理及び国の機関との協議	[略]		
	第79条第2項	[略]			
	において準用する第68条（第2項を除く。）				
[略]					
33 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）の施行に関する事務	[略]				
	第26条	届出者に対する助言又は報告	[略]		
	[略]				
[略]					
40 民生委員	[略]				
法（昭和23年法律第198号）の施行に関する事務	第26条	民生委員推薦会に対する負担金の交付決定等	○	○	
[略]					
43 生活保護法施行細則（昭和28年岩手県規則第56号）の施行に関する事務	[略]				
[略]					
52 障害者自立支援法の施行に関する事務	[略]				
	第11条第1項及び第2項	報告の徴収等又は質問	[略]		
	[略]				
	第51条第1項	[略]			
	第51条第2項から第4項まで	[略]			

[略]					
31 自然公園	[略]				
法（昭和32年法律第161号）の施行に関する事務（国立公園に係るもの及び2以上の広域振興局の所管区域にわたるものを除く。）	第68条第3項及び第4項	通知の受理	[略]		
	第79条第2項	[略]			
	の規定によりその例によることとされる				
	第68条（第2項を除く。）				
[略]					
33 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）の施行に関する事務	[略]				
	第26条	助言又は報告	[略]		
	[略]				
[略]					
40 民生委員	[略]				
法（昭和23年法律第198号）の施行に関する事務	第26条	民生委員推薦会に対する負担金の交付決定等	○		
[略]					
43 生活保護法施行細則（昭和58年岩手県規則第56号）の施行に関する事務	[略]				
[略]					
52 障害者自立支援法の施行に関する事務	[略]				
	第11条第1項及び第2項	報告の徴収等及び質問（精神通院医療に係るものを除く。）	[略]		
	[略]				
	第51条第1号	[略]			
	第51条第2号から第4号まで	[略]			
	第63条	指導（精神通院医療に係るものを除く。）	○	○	センター所長にあっては、花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第66条第1項	報告の徴収及び検査等（精神通院医療に係るものを除く。）	○	○	福祉環境センター所長を除く。
	第66条第3項	指示及び差止め（精神通院	○	○	

	第88条第7項	[略]							
	[略]								
[略]									
64 特別児童	[略]								
扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の施行に関する事務	第5条第2項（第26条において準用する場合を含む。）及び第19条（第26条の5において準用する場合を含む。）	[略]							
	[略]								
	第26条又は第26条の5において準用する第12条	[略]						[略]	
	第26条の5において準用する第5条第2項	受給資格の認定		○	○				
	第35条	[略]							
	[略]								
[略]									

		医療に係るものを除く。）							
	第88条第7項	[略]							
	[略]								
[略]									
64 特別児童	[略]								
扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の施行に関する事務	第5条第2項（第26条及び第26条の5において準用する場合を含む。）及び第19条（第26条の5において準用する場合を含む。）	[略]							
	[略]								
	第26条及び第26条の5において準用する第12条	[略]						[略]	
	第35条	[略]							
	[略]								
[略]									

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]							
33 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事務	第6条第3項から第5項まで（第48条第8項、第84条、第96条の2第4項及び第96条の3第4項において準用する場合を含む。）	あつせん、調停、勸告等	[略]				[略]
	[略]						
[略]							
36 [略]	[略]						

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]							
33 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事務	第6条第3項から第5項まで（第48条第8項、第84条、第96条の2第4項及び第96条の3第4項において準用する場合を含む。）	あつせん、調停及び勸告等	[略]				[略]
	[略]						
[略]							
36 [略]	[略]						
37 海岸法（昭和31年法	第7条第1項	占用の許可（津波による被		○	○	○	1 部長にあつては、農林部長に限る。

37 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の施行に関する事務	第11条第1項 [略]	設計及び実施計画の承認	[略]	
38 [略]	[略]			
39 [略]	[略]			
40 [略]	[略]			
41 プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例（平成16年岩手県条例第67号）の施行に関する事務（農業用施設に係るものに限る。）	第16条第1項 [略]	危険操縦等に対する勧告	[略]	
	第24条	報告及び立入調査	[略]	
42 [略]	[略]			
43 [略]	[略]			
44 家畜排せ	[略]			

律第101号)の施行に関する事務		害から海岸を防護するための海岸保全施設に附帯して設置される施設の新設及び改築に係るものを除く。)					2 部に置く室の長 にあつては、東北広域振興局農政部農村整備室長に限る。
第8条第1項		行為の許可（津浪による被害から海岸を防護するための海岸保全施設に附帯して設置される施設に係るものを除く。)		○	○	○	3 センター所長にあつては、宮古農林振興センター所長及び大船渡農林振興センター所長に限る。
第10条第2項		国等との協議（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。)		○	○	○	
第12条第1項及び第2項		監督処分（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。)		○	○	○	
第16条第1項		工事原因者に対する工事等施行命令		○	○	○	
第18条第1項		立入り等及び通知		○	○	○	
38 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の施行に関する事務	第11条第1項及び第2項 [略]	設計及び実施計画の承認並びに国等との協議	[略]				
39 [略]	[略]						
40 [略]	[略]						
41 [略]	[略]						
42 プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例（平成16年岩手県条例第67号）の施行に関する事務（農業用施設に係るものに限る。）	第16条第1項 [略]	危険操縦等の是正の勧告	[略]				
	第24条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入調査	[略]				
43 [略]	[略]						
44 [略]	[略]						
45 家畜排せ	[略]						

つ物の管理 の適正化及 び利用の促 進に関する 法律（平成 11年法律第 112号）の施 行に関する 事務	第5条第1項	[略]				
	及び第2項	[略]				
45	[略]	[略]				
46	[略]	[略]				
47	[略]	[略]				
48	[略]	[略]				
49 養鶏振興 法（昭和35 年法律第49 号）の施行 に関する事 務	第5条第1項	標準鶏の認定				
50	[略]	[略]				

[略]

別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			局副 局長	部 部長	セ ン タ ー に 置 く 室 の 長	
[略]						
6 森林組合 法施行細則 （昭和53年 岩手県規則 第74号）の 施行に關 する事務	[略]					
	第13条、第14 条、第15条及 び第19条	届出等の受理 （生産森林組 合からのもの に限る。）		○		
	第20条第1項 及び第3項	報告等の受理 （生産森林組 合からのもの に限る。）		○	○	○
[略]						
14 地すべり 等防止法の 施行に關 する事務	第11条第1項	設計及び実施 計画の承認	[略]			
	[略]					
[略]						

[略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副 局 長	部 部長	セ ン タ ー	

つ物の管理 の適正化及 び利用の促 進に関する 法律（平成 11年法律第 112号）の施 行に関する 事務	第5条	[略]				
	[略]	[略]				
46	[略]	[略]				
47	[略]	[略]				
48	[略]	[略]				
49	[略]	[略]				
50 養鶏振興 法（昭和35 年法律第49 号）の施行 に関する事 務	第5条第1項	標準鶏の認定		○		
51	[略]	[略]				

[略]

別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			局副 局長	部 部長	セ ン タ ー に 置 く 室 の 長	
[略]						
6 森林組合 法施行細則 （昭和53年 岩手県規則 第74号）の 施行に關 する事務	[略]					
	第13条、第14 条、第15条、 第19条並び に第20条第1 項及び第3項	届出等の受理 （生産森林組 合からのもの に限る。）		○	○	○
[略]						
14 地すべり 等防止法の 施行に關 する事務	第11条第1項 及び第2項	設計及び実施 計画の承認並 びに国等との 協議	[略]			
	[略]					
[略]						

[略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副 局 長	部 部長	セ ン タ ー	

				一 所 長	
[略]					
2	水産業協 同組合法（ 昭和23年法 律第242号） の施行に関 する事務	[略]	第17条の2第 3項（第96条 第1項におい て準用する場 合を含む。）	従属業務等を 専ら営む会社 を子会社化す る場合等の届 出の受理	[略]
[略]					
11	プレジャー ボート等 に係る水域 の適正な利 用及び事故 の防止に関 する条例の 施行に関す る事務（漁 港区域及び 一般海域並 びに水産業 との調整に 係るものに 限る。）	第16条第1項	危険操縦等に 対する勧告		[略]
[略]					

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部に置く部長	センター所長	
1	[略]	市町村が行う補助工事の指導監督に関する事務				岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長にあっては、建築住宅課の所管に係るものを除く。
[略]						
4	浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務	第5条第1項	[略]			センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
		第5条第3項				
		第23条第3項	[略]			センター所長にあっては、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
[略]						
19	海岸法（昭和31年法律第101号）の施行に関する事務（他課等の主	[略]				

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

				一 所 長	
[略]					
2	水産業協 同組合法（ 昭和23年法 律第242号） の施行に関 する事務	[略]	第17条の2第 3項（第96条 第1項におい て準用する場 合を含む。）	従属業務等を 専ら営む会社 を子会社化す る場合等の届 出の受理	[略]
[略]					
11	プレジャー ボート等 に係る水域 の適正な利 用及び事故 の防止に関 する条例の 施行に関す る事務（漁 港区域及び 一般海域並 びに水産業 との調整に 係るものに 限る。）	第16条第1項	危険操縦等に 対する勧告		[略]
[略]					

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部に置く部長	センター所長	
1	[略]	市町村が行う補助工事の指導監督に関する事務				
[略]						
4	浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務	第5条第1項	[略]			センター所長にあっては、遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
		第5条第3項				
		第23条第3項	[略]			
[略]						
19	海岸法（昭和31年法律第101号）の施行に関する事務（他課等の主	[略]				

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

管に属する ものを除く 。)		
[略]		
28 土砂災害	[略]	
警戒区域等 における土 砂災害防止 対策の推進 に関する法 律（平成12 年法律第57 号）の施行 に関する事 務	第15条第2項 （第16条第4 項のいて準用 する倍を含む 。）	[略]
[略]	[略]	
38 屋外広告 物条例（昭 和46年岩手 県条例第44 号）の施行 に関する事 務	第4条第2項 、第5条第3 項及び第6条 第1項	[略]
	第4条第3項 、第5条第4 項、第6条第 2項、第11条 第3項、第13 条の2、第16 条の5及び第 16条の11	[略]
[略]	[略]	
39 [略]	[略]	

[略]						
[略]						
28 土砂災害	[略]					
警戒区域等 における土 砂災害防止 対策の推進 に関する法 律（平成12 年法律第57 号）の施行 に関する事 務	第15条第2項 （第16条第4 項において準 用する場合を 含む。）	[略]				
[略]	[略]					
38 屋外広告 物条例（昭 和46年岩手 県条例第44 号）の施行 に関する事 務	第5条第3項 及び第6条第 1項及び第7 条の2	[略]				
	第5条第4項 、第6条第3 項、第11条第 3項、第13条 の2、第16条 の5及び第16 条の11	[略]				
[略]	[略]					
39 [略]	[略]					
40 景観法の 施行に關す る事務	第10条第1項 及び第2項	要請の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 部長にあつては、盛岡 広域振興局土木部長を 除く。 2 部に置く室の室長に あつては、盛岡広域振興 局土木部建築住宅室長 に限る。
	第11条第1項 及び第2項	計画提案の受 理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第16条第1項 及び第2項並 びに第43条	届出の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第16条第3項	行為制限に適 合しない旨の 認定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第16条第5項	通知の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第16条第6項 及び第22条第 4項（第31条 第2項におい て準用する場 合を含む。）	国等との協議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第18条第2項	期間の短縮	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第20条第1項 及び第29条第 1項	提案の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第21条第2項 及び第30条第 2項	標識の設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第22条第1項 及び第31条第 1項	変更の許可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第23条第1項 及び第2項（	原状回復等の 命令、代執行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

40	岩手の景観の保全と創造に関する条例の施行に関する事務	第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項	届出の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		[略]
		第10条第3項	景観形成重点地域内における行為の届出の指導		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第12条第1項	景観形成重点地域内における行為の指導		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第16条第3項	大規模建築等行為の届出の指導		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第17条第1項	大規模建築等行為の指導		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
41	[略]	[略]							
42	[略]	[略]							
43	[略]	[略]							
44	[略]	[略]							

		第32条第1項において準用する場合を含む。)	等及び公告						
		第24条(第32条第2項において準用する場合を含む。)	損失の補償		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第26条及び第34条	措置命令及び勧告		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第36条第1項	管理協定の締結		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第36条第3項(第40条において準用する場合を含む。)	認可		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第37条第1項及び第39条(第40条において準用する場合を含む。)	公告及び縦覧		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第37条第2項(第40条において準用する場合を含む。)	意見書の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第44条第1項	台帳の作成及び保管		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第45条	報告の徴収		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第46条	助言及び援助		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第81条第4項、第84条第1項及び第90条第1項	認可の申請の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第87条第1項	書面の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
41	岩手の景観の保全と創造に関する条例(平成5年岩手県条例第35条)の施行に関する事務	第7条	市町村長の意見の徴収		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		[略]
		第17条	措置の要請		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第18条第3項	提案書の受理		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第20条	助言等		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		第32条	体制の整備		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
42	[略]	[略]							
43	[略]	[略]							
44	[略]	[略]							
45	[略]	[略]							

45	[略]	[略]	
46	[略]	[略]	
47	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）の施行に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
48	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
49	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第128号）の施行に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
50	マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
51	租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
52	独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
53	建築基準法の施行に関する事務	第6条の2第10項	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
		第6条の2第11項	
		第7条の2第6項	
		第7条の2第	

46	[略]	[略]	
47	[略]	[略]	
48	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）の施行に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
49	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
50	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第128号）の施行に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
51	マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
52	租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の施行に関する事務	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
53	独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関する事務	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
54	建築基準法の施行に関する事務	第6条の2第10項	センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
		第6条の2第11項	
		第7条の2第6項	
		第7条の2第	

	7項				7項		
	第7条の4第6項				第7条の4第6項		
	第7条の4第7項				第7条の4第7項		
	第7条の6第1項及び第18条第22項	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。		第7条の6第1項及び第18条第22項	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第9条第7項及び第8項（第10条第4項において準用する場合を含む。）	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。		第9条第7項及び第8項（第10条第4項において準用する場合を含む。）	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第9条第10項				第9条第10項		
	第12条第1項及び第3項	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。		第12条第1項及び第3項	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第12条第5項				第12条第5項		
	第12条第7項				第12条第7項		
	第15条第1項	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。		第15条第1項	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第42条第1項				第42条第1項		
	第44条第1項第3号				第44条第1項第3号		
	第55条第2項				第55条第2項		
	第57条第1項				第57条第1項		
	第68条の3第1項				第68条の3第1項		
	第68条の3第2項				第68条の3第2項		
	第68条の3第3項				第68条の3第3項		
	第68条の3第7項				第68条の3第7項		
	第68条の4第1項				第68条の4第1項		
	第68条の5の5第1項				第68条の5の5第1項		
	第68条の5の6				第68条の5の6		
	第85条第4項				第85条第4項		
	第85条第5項				第85条第5項		
	第86条第1項及び第2項				第86条第1項及び第2項		
	第86条の2第1項				第86条の2第1項		
	第86条の5第2項				第86条の5第2項		
	第86条の6第2項				第86条の6第2項		
	第86条の8第1項及び第3項				第86条の8第1項及び第3項		
	第93条の2				第93条の2		
54 建築基準法施行令（昭和25年政	[略]		センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。	55 建築基準法施行令（昭和25年政	[略]		センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所

令第338号) の施行に關 する事務				令第338号) の施行に關 する事務			長を除く。
55 建築基準 法施行細則 (昭和47年 岩手県規則 第12号)の 施行に關す る事務	[略]		1・2 [略] 3 センター所長にあつ ては、岩手土木センター 所長を除く。	56 建築基準 法施行細則 (昭和47年 岩手県規則 第12号)の 施行に關す る事務	[略]		1・2 [略] 3 センター所長にあつ ては、岩手土木センター 所長及び千厩土木セン ター所長を除く。
56 建築士法 (昭和25年 法律第202 号)の施行 に關する事 務	第23条の3	[略]	センター所長にあつて は、岩手土木センター所長 を除く。	57 建築士法 (昭和25年 法律第202 号)の施行 に關する事 務	第23条の3	[略]	センター所長にあつて は、岩手土木センター所長 及び千厩土木センター所 長を除く。
	第23条の4 (第23条の5第2項において準用する場合を含む。)				第23条の4 (第23条の5第2項において準用する場合を含む。)		
	第23条の5第1項、第23条の6及び第23条の7	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。		第23条の5第1項、第23条の6及び第23条の7	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第23条の5第2項において準用する第23条の3第1項	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。		第23条の5第2項において準用する第23条の3第1項	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第23条の8第1項及び第23条の8第2項において準用する第23条の3第2項	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。		第23条の8第1項及び第23条の8第2項において準用する第23条の3第2項	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第23条の9	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。		第23条の9	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	[略]				[略]		
	第26条の2第1項	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。		第26条の2第1項	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
57 建築士法 施行規則 (昭和25年建設省令第38号)の施行に關する事務	[略]		センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。	58 建築士法 施行規則 (昭和25年建設省令第38号)の施行に關する事務	[略]		センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
58 住宅地区 改良法 (昭和35年法律第84号)の施行に關する事務	[略]			59 住宅地区 改良法 (昭和35年法律第84号)の施行に關する事務	[略]		センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
59 宅地造成 等規制法 (昭和36年法律第191号)の施行に關する事務	[略]		センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。	60 宅地造成 等規制法 (昭和36年法律第191号)の施行に關する事務	[略]		センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
60 宅地造成	[略]		センター所長にあつて	61 宅地造成	[略]		センター所長にあつて

等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）の施行に関する事務			は、岩手土木センター所長を除く。
61 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	[略]		センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
62 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関する事務	[略]		
63 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務	[略]		
	第13条第2項	[略]	センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第15条第1項	[略]	1・2 [略]
	第15条第2項		3 センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第15条第3項及び第16条第3項	[略]	センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第17条第3項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第17条第5項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第18条第1項	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第21条	[略]	センター所長にあっては、岩手土木センター所長を除く。
	第22条		
	第23条第1項		
	第34条第1項		
	第35条第5項		
	第38条第2項	[略]	
		[略]	
	第38条第3項	勧告（都市公園特定事業及	[略] センター所長にあっては、岩手土木センター所長

等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）の施行に関する事務			は、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
62 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	[略]		センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
63 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関する事務	[略]		センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
64 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務	[略]		
	第13条第2項	[略]	センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第15条第1項	[略]	1・2 [略]
	第15条第2項		3 センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第15条第3項及び第16条第3項	[略]	センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第17条第3項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第17条第5項（第18条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第18条第1項	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第21条	[略]	センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第22条		
	第23条第1項		
	第34条第1項		
	第35条第5項		
	第38条第2項	[略]	
		[略]	
	第38条第3項	勧告（都市公園特定事業及	[略] センター所長にあっては、岩手土木センター所長

		び建築物特定事業に限る。)		を除く。
		[略]		
	第38条第4項	措置命令（都市公園特定事業及び建築物特定事業に限る。）	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
		[略]		
	第43条第2項（第44条第2項及び第50条第3項において準用する場合を含む。）	[略]		センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
		[略]		
64 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関する事務	[略]			センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
65 ひとにやさしいまちづくり条例の施行に関する事務	第21条（同条第2項において準用する場合を含む。）	事前協議書及び変更協議書（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）の受理	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第22条第1項及び第2項	特定公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る指導又は助言	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第22条第3項	特定公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る通知	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第23条	届出の受理（開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものを除く。）	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。
	第24条第1項及び第2項	特定公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長を除く。

		び建築物特定事業に限る。)		及び千厩土木センター所長を除く。
		[略]		
	第38条第4項	措置命令（都市公園特定事業及び建築物特定事業に限る。）	[略]	センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
		[略]		
	第43条第2項（第44条第2項及び第50条第3項において準用する場合を含む。）	[略]		センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
		[略]		
65 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関する事務	[略]			センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
66 ひとにやさしいまちづくり条例の施行に関する事務	第21条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）	事前協議書及び変更協議書（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）の受理	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第22条第1項及び第2項	特定公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る指導又は助言	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第22条第3項	特定公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る通知	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第23条	届出の受理（開発行為の許可を要する道路及び公園等に係るものを除く。）	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第24条第1項及び第2項	特定公共的施設（開発行為の許可を要する道路及び公	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあつては、岩手土木センター所長及び千厩土木セン

		園等を除く。 )の完了検査 及び適合証の 交付		
	第28条第1項	[略]		
		報告の徴収及 び立入調査等 (開発行為の 許可を要する 道路及び公園 等に係るもの を除く。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあっ ては、岩手土木センター 所長を除く。
	第29条第1項	[略]		
		請求の受理(開 発行為の許可 を要する道路 及び公園等に 係るものを除 く。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあっ ては、岩手土木センター 所長を除く。
	第29条第2項	[略]		
		公共的施設(開 発行為の許可 を要する道路 及び公園等 を除く。)に係 る適合証の交 付	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあっ ては、岩手土木センター 所長を除く。
66	建築物、 建築設備及 び工作物の 確認済又は 検査済の証 明に関する 事務	[略]		センター所長にあっ ては、岩手土木センター所長 を除く。
67	[略]	[略]		
68	[略]	[略]		
69	[略]	[略]		
70	プレジャー ボート等 に係る水域 の適正な利 用及び事故 の防止に関 する条例の 施行に関す る事務(河 川区域、海 岸保全区域 (他部等の 主管に属す るものを除 く。)、一 般公共海岸 区域及び港 湾区域に係 るものに限 る。)	第16条第1項 危険操縦等に 対する勧告	[略]	
71	[略]	[略]		
72	[略]	[略]		

[略]

		園等を除く。 )の完了検査 及び適合証の 交付		ター所長を除く。
	第28条第1項	[略]		
		報告の徴収及 び立入調査等 (開発行為の 許可を要する 道路及び公園 等に係るもの を除く。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあっ ては、岩手土木センター 所長及び千厩土木セン ター所長を除く。
	第29条第1項	[略]		
		請求の受理(開 発行為の許可 を要する道路 及び公園等に 係るものを除 く。)	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあっ ては、岩手土木センター 所長及び千厩土木セン ター所長を除く。
	第29条第2項	[略]		
		公共的施設(開 発行為の許可 を要する道路 及び公園等 を除く。)に係 る適合証の交 付	[略]	1・2 [略] 3 センター所長にあっ ては、岩手土木センター 所長及び千厩土木セン ター所長を除く。
67	建築物、 建築設備及 び工作物の 確認済又は 検査済の証 明に関する 事務	[略]		センター所長にあっ ては、岩手土木センター所長 及び千厩土木センター所 長を除く。
68	[略]	[略]		
69	[略]	[略]		
70	[略]	[略]		
71	プレジャー ボート等 に係る水域 の適正な利 用及び事故 の防止に関 する条例の 施行に関す る事務(河 川区域、海 岸保全区域 (他部等の 主管に属す るものを除 く。)、一 般公共海岸 区域及び港 湾区域に係 るものに限 る。)	第16条第1項 危険操縦等の 是正の勧告	[略]	
72	[略]	[略]		
73	[略]	[略]		

[略]

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	26 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の施行に関する事務	第9条の2第1項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。） 第9条の3及び第9条の4	[略]
	[略]	[略]	[略]
	31 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	[略]	[略]
		第25条第1項	[略]
		第27条	[略]
		[略]	[略]
		第29条第1項	[略]
		第30条	弁明の機会の付与（病院に係るものを除く。）
		[略]	[略]
		第50条第1項及び第3項	定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理
		[略]	[略]
	32 医療法施行令（昭和23年政令第326号）の施行に関する事務	第4条、第4条の2、第5条の12及び第5条の13	[略]
	[略]		[略]
	59 障害者自立支援法の施行に関する事務	第8条第2項	不正利得の徴収（精神通院医療に係るものに限る。）
		第10条第1項及び第66条第1項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査（精神通院医療に係るものに限る。）
		第54条第1項及び第2項	[略]
		[略]	[略]
		第63条	自立支援医療機関への指導
		第64条	[略]
		第67条	[略]
	[略]	[略]	[略]
岩手県福祉	[略]		

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	26 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の施行に関する事務	第9条の2から第9条の4まで（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）	[略]
	[略]	[略]	[略]
	31 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	[略]	[略]
		第25条第1項	[略]
		第25条第2項	診療録等の提出の命令（病院に係るものを除く。）
		第27条	[略]
		[略]	[略]
		第29条第1項	[略]
		第29条第2項	許可の取消し（病院に係るものを除く。）
		第30条	弁明の機会の付与（保健所長のした処分に係るものに限る。）
		[略]	[略]
		第52条第2項	定款等の閲覧
		[略]	[略]
	32 医療法施行令（昭和23年政令第326号）の施行に関する事務	第3条の3から第4条の2まで、第5条の12及び第5条の13	[略]
	[略]		[略]
	59 障害者自立支援法の施行に関する事務	第8条第2項	不正利得の徴収（育成医療又は精神通院医療に係るものに限る。）
		第10条第1項	報告の徴収及び立入検査等（育成医療又は精神通院医療に係るものに限る。）
		第11条第1項及び第2項	報告の徴収等及び質問（精神通院医療に係るものに限る。）
		第54条第1項及び第2項	[略]
		[略]	[略]
		第63条	指導（精神通院医療に係るものに限る。）
		第64条	[略]
		第66条第1項	報告の徴収及び検査等（精神通院医療に係るものに限る。）
		第66条第3項	指示及び差止め（精神通院医療に係るものに限る。）
		第67条	[略]
	[略]	[略]	[略]
岩手県福祉	[略]		

総合相談センター所長	2 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	
		第27条第1項及び第2項	[略]
		第27条第7項	日常生活上の援助及び生活指導の措置
		第27条の2第1項	[略]
		[略]	
		第33条第2項	[略]
		第33条の14第3項	[略]
		第56条第2項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収
		第56条第8項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収に係る書類の閲覧及び資料の提供の請求
		[略]	

児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	
		第27条第1項及び第2項	[略]
		第27条第7項	日常生活上の援助及び生活指導の措置
		第27条の2第1項	[略]
		[略]	
		第33条第2項	[略]
		第33条の14第3項	[略]
		第56条第2項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収
		第56条第8項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収に係る書類の閲覧及び資料の提供の請求
		[略]	

総合相談センター所長	2 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	
		第27条第1項及び第2項	[略]
		第27条の2第1項	[略]
		[略]	
		第33条第2項	[略]
		第33条の6第1項	委託及び援助等
		第33条の6第3項	連絡調整
		第33条の6第4項	申込の勧奨
		第33条の14第3項	[略]
		第56条第2項	第50条第7号から第7号の3までに規定する費用の徴収

児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	
		第27条第1項及び第2項	[略]
		第27条の2第1項	[略]
		[略]	
		第33条第2項	[略]
		第33条の6第1項	委託及び援助等
		第33条の6第3項	連絡調整
		第33条の6第4項	申込の勧奨
		第33条の14第3項	[略]
		第56条第2項	第50条第7号から第7号の3までに規定する費用の徴収

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県大阪事務所長	[略]		
岩手県北海道事務所長	1 物品の購入に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の予定又は見積りの価格50万円未満（原材料及び燃料の場合にあっては、1件の予定又は見積りの価格200万円未満）の物品の購入

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県大阪事務所長	[略]		

	<u>2 物品の処分に関する事務</u>		<u>1 件の予定又は見積りの価格20万円未満の物品の処分</u>		
岩手県名古屋事務所長	[略]			岩手県名古屋事務所長	[略]
	[略]				[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。